



# 宮 崎 県 公 報

令和2年8月3日(月曜日) 第 127 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<p><b>告 示</b></p> <p>○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1</p> <p>○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の解除…………… (環境管理課) 1</p> <p>○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1</p>	頁	<p>○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2</p> <p>○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 2</p> <p><b>公 告</b></p> <p>○採石業務管理者試験の実施…………… (企業振興課) 2</p> <p>○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 2</p> <p><b>公安委員会公告</b></p> <p>○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2</p>
--	---	--

## 告 示

### 宮崎県告示第 643号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000319	サポートセンター なちゅれ	児湯郡新富町富田 北2丁目3番地	株式会社祐脩	宮崎市太田3丁目 1番18号	令和2年8月1日	保育所等訪問支援

### 宮崎県告示第 644号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和元年宮崎県告示第 383号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)

について、次のとおり指定の全部を解除する。

令和2年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地  
別図のとおり(延岡市長浜町四丁目3401番の一部)  
(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に係る基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
汚染土壌の掘削による

### 宮崎県告示第 645号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字並松6890-1、6890-2、6902、6904から6907まで、6907-3、6907-6、6908、6908-9、6908-11、6908-12、6908-18、6908-19、6908-22、6908-26、6908-28から6908-30まで、6908-32、6908-34、6908-35、6908-41、6908-44から6908-46まで、6908-49、6908-55、6908-56、6908-60から6908-70まで、6909-10から6909-13まで、6909-17、6909-18、6910-5から6910-7まで
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 646号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 3 日から同年同月 17 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字狼谷 1303番イの 1 地先から 同郡同村同 大字同字13 12番地先ま で	令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県告示第 647号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第 573号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
国富町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 国富公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 6 年 9 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
平成22年宮崎県告示第 573号の事業地中国富町大字木脇字向鶴の一部を削除する。

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
令和 2 年 10 月 9 日（金曜日）午前 10 時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎県庁附属棟 302号室

3 受験願書の受付期間

令和 2 年 8 月 24 日（月曜日）から 9 月 11 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、郵送の場合は、9 月 11 日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号  
宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100 円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- (1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。  
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。  
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
- (2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話 09 85（26）7095）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、南那珂農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（確定測量図作成）
- 2 作業地域  
串間市大字南方
- 3 作業期間  
令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 19 日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 3 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和 2 年 10 月 28 日（水） から 10 月 30 日（金）まで	20 人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級

の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

### 4 受講申込書の提出方法等

#### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

#### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務 (追加取得講習)	令和2年9月7日(月)から9月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

#### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

##### (7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

##### (4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

##### (3) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (2) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

##### (1) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警

備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

### 6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--